

議案第70号 小松島市固定資産評価員及び同補助員に関する条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により地方税法の一部が改正されることに伴い、固定資産評価員の欠格事項について、成年被後見人等であることをもって一律に排除するのではなく、評価員として必要な能力の有無を個別に判断する規定とする等の改正を行うもの。

小松島市固定資産評価員及び同補助員に関する条例(昭和26年小松島市条例第142号)新旧対照表

| 現行 | 改正後（案） | 備考 |
|---|---|----------|
| (趣旨) 第1条 小松島市の固定資産評価員及び固定資産評価補助員(以下「評価員及び評価補助員」という。)につきその設置その他必要な事項は、法令に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。 | (趣旨) 第1条 小松島市の固定資産評価員(以下「評価員」という。)及び固定資産評価補助員(以下「評価補助員」という。)につきその設置その他必要な事項は、法令に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。 | 追加 改正 |
| (設置) 第2条 固定資産を適正に評価し、かつ、市長が行う固定資産の価格の決定を補助するため固定資産評価員(以下「評価員」という。)を置く。 | (設置) 第2条 固定資産を適正に評価し、かつ、市長が行う固定資産の価格の決定を補助するため評価員を置く。 | 改正 |
| (欠格事項) 第7条 次の各号の一に該当する者は、評価員であることができない。 (1) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない | (欠格事項) 第7条 次の各号の一に該当する者は、評価員であることができない。 (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 | 改正 |

| | | |
|---|--|-------------------------------|
| 者 | <p>(2) 評価員の職務に関して罪を犯し刑に処せられた者</p> <p>(3) <u>前2号に規定する者を除くほか, 禁錮以上の刑に処せられた者であってその執行を終わってから</u>又は執行を受けることが なくなってから2年を経過しない者</p> <p>(4) 国家公務員又は地方公共団体の職員で懲戒免職の処分を受け当該処分の日から2年を経過しない者</p> | |
| | <p>(2) 評価員の職務に関して罪を犯し刑に処せられた者</p> <p>(3) <u>前号に規定する者を除くほか, 禁錮以上の刑に処せられ,</u> その執行を<u>終わり,</u>又は執行を受けることがなくなってから2 年を経過しない者</p> <p>(4) 国家公務員又は地方公共団体の職員で懲戒免職の処分を受け当該処分の日から2年を経過しない者</p> <p>(5) <u>心身の故障により評価員の職務を適正に行うことができない者として市長が別に定めるもの</u></p> | <p>改正</p> <p>改正</p> <p>追加</p> |